大阪市

## 監理技術者等の専任性の確認の強化及び実務経験 による主任技術者配置における確認の強化について

適正な監理技術者等の配置を徹底するため、平成25年4月1日以降に公告する工事案件から、「配置予定技術者調書」を改正すると伴に、「監理技術者等の専任性の確認書類」の提出を求めます。

また、建設業法第7条第2号イ又は口に掲げる者を主任技術者として配置する場合は、「主任技術者経歴書」の提出を求めます。

記

- 1 対象とする工事 公告文等において、提出を求める工事
- 2 落札候補者又は落札者に求める資料(様式等)
  - ・配置予定技術者調書(別紙1)
  - ・監理技術者等の専任性の確認書類
    (建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「経営業務の管理責任者証明書(様式第7号)」
    及び「専任技術者証明書(様式第8号(1)又は(2))」の副本の写し)
  - ・主任技術者経歴書(別紙2)
    (建設業法第7条第2号イ又は口に掲げる者を主任技術者として配置する場合)
- 3 その他
  - (1)入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱い要領

リンク先: http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/kiyaku/26haitiyoteigijutusha.pdf

(2)入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱い要領の運用について

リンク先: http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/kiyaku/27heitiunyou.pdf

## 配置予定技術者調書

		商号又は名称				
工事名称						
当該工事に配置	予定の技術者は、下表のとお	りです。				
ふりがな 技術者氏名	i			□月 □日 生		
予定従事役	職 法令による	法令による資格・免許等 (当該工事に求められる資格を記載すること)				
監理技術	版理技術者資格者証 【交付番号:	監理	技術者講習受講日 平成 年 月	日修了		
主任技行	「「国家資格等の名称」	施工管理技士 【译 工事施工管理技士 【译	資格番号: 資格番号: 資格番号: 資格番号:	] ] ] ]		
該当する項目に <b>∠</b> を クをしてください。	3・5・10 年	以上の実務経験(建設業法 者を配置する場合は、別紙2の				
経営	業務の管理責任者の氏名(建設	業法第7条)				
営業所に	おける専任の技術者の氏名(	建設業法第15条)				
	の申請・変更等の届出の時に提出 書(様式第8号(1)又は(2))」			57号)」及び「専		
	められる資格及びその登録番号を 要する場合は、監理技術者資格者		証を有する者であるこ	.と。		
(例) 〇技術	検定合格証明書(写) 〇監	理技術者資格者証(写)(表・裏	) ○監理技術者講習(	修了証 (写)		
場合は、申請 札公告又は公	負代金額(消費税及び地方消費税 日(一般競争入札(制限付一般競 示文に定める日。指名競争入札に いつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関	争入札を含む。) 及び公募型 付す場合にあっては入札の	型指名競争入札に付す 執行日。以下同じ。)	場合にあっては入 現在で常勤の自社		
(例)	報酬決定通知書(写)	月保険における被保険者証(写)	○市町村発行特別 (写)(特別徴収			

○雇用保険における被保険者通知書

(写)(事業主通知用)

○健康保険被保険者証(写)(所属

会社が判るもの)

る書類 (写)

○その他公的書類で雇用が確認でき

## 配置予定技術者調書提出に関する注意事項

1 請負代金額が 2,500 万円以上(建築一式工事は 5,000 万円以上)となる場合は、他工事に従事している者、経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、当該工事の専任の技術者として配置できない。

ただし、専任の技術者であっても、工場製作のみで現場が稼動していない期間は専任を要しない ものとする。(この場合においては、公告本文の入札参加資格の配置予定技術者欄に「工場製作の みで現場が稼動していない期間は、当該技術者の専任での配置を要しない。」と記載する。)

- 2 専任で配置予定の当該技術者は、落札決定日現在で、他の工事に従事していないこと。(上記1の ただし書きをのぞく)
  - ※ 一般競争入札(制限付一般競争入札を含む。)及び公募型指名競争入札に付す場合にあって、申請日現在で配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者で申請しても差し支えないものとする。ただしその場合は、全ての候補者について大阪市の求める条件を満たしていることとし、落札決定日までに配置予定技術者を特定しなければならない。
- 3 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認めない。

ただし、以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと大阪市が認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初予定していた配置予定技術者に係る全ての条件を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (1) 病気等により監理(又は主任)技術者としての職務の遂行ができないと判断された場合
- (2) 当該監理(又は主任)技術者が死亡した場合
- (3) 当該監理(又は主任)技術者が退職した場合
- (4) 当該監理(又は主任)技術者が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- (5) 発注者の責により工期延期となる場合
- (6) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理(又は主任)技術者として従事 した場合
- (7) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の 現場が移行する場合

## 主任技術者経歴書

氏名及び生年月日	所属会社及び入社年月日		建設工事の種類 (当該工事に求められる工種)	
(昭·平 年 月 日 生)	(昭•平 年	日 日 入社)		
	(84 )	学歴及び学科 (法第7条第2号イ 該当者(指定学科卒業者)は以下も記入すること)		
建設業法第7条第2号 イ 実務	経験 3年以上			
建設業法第7条第2号 イ 実務	経験 5年以上	(昭・	平 年 月 日 卒業)	
建設業法第7条第2号 ロ 実務	経験 10年以上			

工事名	所属会社	発注者又は 注 文 者 名	工期	従事した職名

- ※1 過去に所属した会社の実績の場合は所属会社欄に当時の所属会社名も併せて記載すること。
- ※2 最低1年につき1件は、従事した工事を記載すること。
- ※3 記載内容について、関係書類等の確認を行う場合があります。